

音楽健康福祉士の資格制度が「更新制」から「会員制」へと変更されましたのでお知らせ致します。

（「更新制」から「会員制」への変更内容）

過年度の音楽健康福祉士資格取得者の皆様には、3年ごとに更新料を払っていただいて資格を更新する「更新制」のご案内をしておりましたが、2019年度4月以降「会員制」へと変更になります。

（「会員制」変更のポイント）

- ① 一度取得した資格は、永年有効となります。
- ② 3年ごとの更新料は無くなり、資格取得者の皆様は自動的に「音楽健康福祉士会」の会員として登録され、会の運用費用として毎年年会費（2,000円）をお支払い頂くようになります。

（従来）「更新制」方式

試験合格または更新手続きにより
『音楽健康福祉士』の資格取得

資格は3年間有効

**3年ごとに更新料（8,000円）の
お支払いが必要**

※期限までに更新料のお支払いを行われないと有資格者台帳から外れ資格は失効します。失効後の1年以内は手数料をお支払い頂くことで復活は可能ですが、1年超は再受講が必要となります。

（2019年4月以降）「会員制」方式

試験合格により資格を取得すると
ともに、「音楽健康福祉士会」の
会員となる

資格は永年有効

**毎年年会費（2,000円）の
お支払いが必要**

※会費の支払いに関係なく資格は永年有効です。（試験合格時に有資格者台帳に永久登録されます。）
※会費のお支払いがございませんと、会員サービス（下記「留意事項」②）等が受けられなくなります。

（「年会費」のお支払い）

- ① 年会費：**2,000円**（税込）（会員の皆様への連絡およびリスト管理料として）
- ② 年会費お支払い方法・期間
虹の会の下記銀行口座に**5月31日**までにお振込み願います。

※来年以降のお振込み期間は、3月1日～4月30日になります。

【振込銀行口座】

みずほ銀行青山支店

口座番号（普通預金）1 6 9 7 2 3 7 口座名義人：公益社団法人虹の会

（留意事項）

- ① 2019年3月末時点での資格保有者に貸与している認定証には有効期限が記されていますが、会員制への変更により永年有効となりますので記載されている有効期限は、無視してください。有効期限の記載が無い認定証の再発行を希望される場合には、虹の会事務局までお申込みください。（再発行手数料が必要となります。ホームページのお問い合わせまたは電話（0120-564-284）でお申し込みください。）
- ② 年会費を上記期間内にお振込み頂けない会員様には、以降、郵送での会報誌のお届けやフォローアップセミナー、会員様の為の各種特典等のご案内を終了しますので、ご自身による虹の会ホームページのお知らせやフェイスブック等の情報確認をお願いいたします。
- ③ 本年の会費のお支払いの対象者は、2016・2017年度（平成28年4月～平成30年3月）日付けの認定証をお持ちの方となります。2018年度（平成30年4月～平成31年3月）日付けの認定証をお持ちの方の2019年度の会費は免除となり、次年度（2020年）からのお支払いとなります。